5　平成三十二年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第一項の表第四号 | 当該土地の類似土地 | 当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 |
| | 比準する価格 | 田園住居地域内市街化区域農地となつた当該土地とその状況が類似する宅地 |
| 第二項 | 第三号、第五号若しくは第六号 | 第三号若しくは第五号 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一項 | 若しくは第四号 | 又は第四号 | 当該平成三十年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地とあつたものとその状況が当該平成三十年度の土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 |
| | 又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては、 | にあつては | 田園住居地域内市街化区域農地となつた当該土地とその状況が類似する宅地 |
| | 類似土地の当該年度 | 類似土地の同年度 | 比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格 |
| | 価格と | 価格と | 第三号若しくは第五号 |

| | | |
|---|---|---|
| 第一項の表第三号 | 第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 | 当該平成三十年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地とあつたものとその状況が当該平成三十年度の土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 |
| 第一項の表第五号 | 第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 | 当該平成三十一年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地とあつたものとその状況が類似する三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 |
| 第一項の表第六号 | 当該平成三十二年度の土地の類似土地 | 田園住居地域内市街化区域農地となつた当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地 |
| | 比準する価格 | 比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格 |
| 第二項 | これらの土地の類似土地 | 田園住居地域内市街化区域農地となつたものとその状況が類似する宅地若しくは第五号に掲げる土地で市街化区域農地以外の農地となつたものに類似する農地 |
| | 附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある | 附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある |